

令和6年度 商品中古自動車証明の業務取扱いについて

一般財団法人日本自動車査定協会 東京都支所

Tel: 03-5418-7001 Fax: 03-5418-7009

東京都管内の商品中古自動車の、自動車税(種別割)減免に関する手続きは、**日本自動車査定協会 東京都支所**に商品中古車の証明申請を行い、その後査定協会が発行する「商品中古自動車証明書」を添付し、申請期限までに「**東京都都税総合事務センター 自動車税課**」宛てに減免申請書を提出します。

なお、減免申請する際は、「令和6年度 中古商品自動車の自動車税(種別割)減免申請について」(東京都主税局)に減免条件等が記載されていますので、必ずお読みください。

(自動車税(種別割)減免の問合せ先 電話番号; 03-5946-6783)

1. 申請できる商品中古自動車

- (1) 令和6年 4月 1日現在、販売店が商品車として所有し、かつ展示し、自動車検査証の所有者名、使用者名が同一の中古自動車が対象となります。(所有権留保車は対象外です。)
- (2) 商品中古自動車で、修理中のもの、車両置場、オークション会場などにあるものも含まれます。

2. 申請できない中古自動車

- (1) 新規登録車(新車・中古車共に) (2) 社用車・代車用車両 (3) 貸渡自動車 (4) 軽自動車
- (5) 他県登録車

3. 商品車の現地調査

- (1) 現車確認は、申請のあった展示車両を調査する場合があります。
*現地調査に伺うときは、事前にご連絡いたしますので、ご協力をお願いします。
- (2) 展示場にはないものは、商品車の確認ができる帳簿等の提示をお願いします。
- (3) 査定協会への申請時に、古物台帳・仕入台帳・在庫表等「写し」の提出(**任意**)をお願いします。
*商品車の確認業務の効率化にご協力をお願いします。

4. 査定協会への「商品中古自動車証明申請」の手続き

申請書はウェブサイト www.jaai.com より「**WEB版**」申請書作成システムにて作成できます。

(申請書は、WEB版、Excel版、手書きの3種類があります。)

- (1) 申請申込書(必ず提出してください)
- (2) 商品中古自動車証明申請書<様式-1-(1)> および 商品中古自動車証明書<様式-1-(2)>
- (3) 「自動車検査証の写し」又は「自動車検査証記録事項の写し」---A4サイズに複写してください。
※当該販売店名義であることが確認できるものを提出してください。
- (4) 「古物商許可証」の写し ----- 車検証等の所有者名義と同一名義のもの。
- (5) 古物台帳・仕入台帳・在庫表等「写し」の提出(任意)をお願いします。
- (6) 証明手数料 ----- **申請1台につき 550円**(含む消費税)
- (7) 査定協会への申請期間 ----- **令和6年 4月 1日(月) ~ 4月30日(火)**

★郵送申請は、令和6年 4月30日(火)までの郵便局の消印のあるものに限りま。

5. 「商品中古自動車証明書」の交付

証明書交付期間 令和6年 5月14日(火) ~ 5月15日(水)

6. 商品中古自動車証明書の交付後

自動車税(種別割)減免申請書、商品中古自動車証明書<様式-1-(2)>、古物商許可証の写し、自動車税(種別割)納税通知書の写しを、令和6年 5月31日(金)までに、東京都都税総合事務センター 自動車税課 に提出(または郵送)すること。